

就農・営農に関する相談手続きの流れ



熊本市内で
農業を始めたい

営農中に
悩みごとがある



新規就農希望者

新規就農者・営農相談者

①市農業振興課窓口、HP等で「就農・営農相談カルテ」を入手

②「就農・営農相談カルテ」に必要事項を記入

※カルテの記入欄に空欄の無いよう、**全てにご記入**ください。

③「就農・営農相談カルテ」を市農業振興課・支援課へ提出

④今後の対応について相談員がお電話いたします。
相談内容に応じて⑤か⑥へ。

⑤就農・営農相談会

- ・毎月原則10日と25日に開催
10日：北東部農業振興センター
25日：西南部農業振興センター
- ・対象者
熊本市内での就農を希望される方
営農中で相談がある方
- ・相談対応機関
熊本県、熊本市、農業協同組合
日本政策金融公庫、農業委員会 等

⑥個別対応

⑥個別対応

就農へ

営農の充実

新たに相談をしたい
→①へ

⑦青年等就農計画の作成

※青年等就農計画の認定が必要な方のみ⑦へ。
詳しくは、市農業支援課のHPをご参照ください。

- ①～④：共通して実施
- ⑤～⑥：内容に応じて実施
- ⑦：希望者のみ実施

【相談窓口】

熊本市農業支援課 就農・営農相談員 内田

TEL: 096-328-2384 MAIL: nougyoushien@city.kumamoto.lg.jp